2　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

3　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道54号（以下「本路線」という。）は、広島市を起点とし、三次市等を経て松江市に至る延長176.6㎞の主要幹線道路である。

このうち、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、広島市北部の住宅地等を通過し、広島市の市街地と広島県北部地域とを結んでいることから、地域住民による地域内交通と物流等の通過交通を担い、広く利用されている。

しかしながら、現道は、自動車交通量が多いにもかかわらず、２車線の道路であることから、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

平成22年度道路交通センサスによると、現道の自動車交通量は、広島市安佐北区三入一丁目地内で21,397台／日であり、混雑度は1.38となっている。

本件事業の完成により、現道の通過交通を本件区間が分担することから、現道の交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、起業者が、「建設省所管事業に係る環境影響評価に関する当面の措置方針について」（昭和53年７月建設事務次官通知）等に基づき、昭和56年１月に環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成21年３月及び平成23年３月に環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に準じて、任意で環境影響評価の照査を実施したところ、騒音については、遮音壁の設置等により環境基準を満足するとされていることから、起業者は、本件事業の施行に当たり、当該措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は確認されていない。

また、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバが確認されているが、営巣が確認されていないことなどから、影響は小さいとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が３箇所存在するが、いずれについても発掘調査を完了しており、既に記録保存等の必要な措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第４種第１級又は第３種第２級の規格に基づく４車線の道路をバイパス方式により建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、昭和56年12月22日に都市計画決定され、平成15年２月24日に変更決定された都市計画と、現道との連結道路部等を除き、基本的内容について整合しているものである。

なお、連結道路の位置等については、申請案のほか、申請案より北側又は南側とする案の３案について検討が行われているが、申請案は取得必要面積が少なく、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると最も合理的な案であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

3⑴で述べたように、現道は自動車交通量が多く、交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の緩和を図る必要があると認められる。

また、広島市長を会長とする国道54号改築促進広島県期成同盟会より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　広島県広島市安佐北区役所

○国土交通省告示第三百十六号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条の十において読み替えて準用する同法第四十四条の規定に基づき、登録建築物調査機関から建築物調査の業務を行う事業所の所在地の変更の届出があったので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する同法第五十条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十四年三月二十二日

国土交通大臣　前田　武志

一　登録建築物調査機関の氏名又は名称及び住所

株式会社ジェイ・イー・サポート　広島県広島市中区小町二番三十号

二　変更する年月日

平成二十四年四月一日

三　変更後の建築物調査の業務を行う事業所の所在地

株式会社ジェイ・イー・サポート本社　広島県広島市中区三川町七番一号

○国土交通省告示第三百十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年三月二十二日

国土交通大臣　前田　武志

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

栃代川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

山梨県南巨摩郡身延町一七九番の三等三角点常葉を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線に囲まれた土地及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から六九度一〇分三二秒一三七二・〇〇一メートルの地点　一号

標柱一号から七八度五九分三〇秒五三二・二七四メートルの地点　二号

標柱二号から一六六度四五分〇二秒二四・六四三メートルの地点　三号

標柱三号から一八九度〇三分一二秒三五・九二五メートルの地点　四号

標柱四号から一五二度三二分五二秒八・八三〇メートルの地点　五号

標柱五号から一八六度四六分四七秒四・五九メートルの地点　六号